

高年齢雇用継続基本給付金の受給を理由とする老齢厚生年金の一部支給停止の解除（概要）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議に諮り、同会議からの「高年齢雇用継続給付を受けない意思がある場合は、特別支給の老齢厚生年金の一部支給停止を速やかに解除するように措置を講ずる必要がある。」等の意見を踏まえて、平成 27 年 12 月 11 日、厚生労働省にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金（以下「給付金」という。）を受給したが、給付金の額がこの受給により一部停止される特別支給の老齢厚生年金の額を下回っていたため、その後給付金を受給しないことにした。しかし、給付金の受給可能期間中の老齢厚生年金は、65 歳になるまで支給されないことに納得できない。

（注） 本件は、栃木行政評価事務所が受け付けた相談である。

○ 特別支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金は、①60歳以上であり、②1年以上の厚生年金の被保険者期間を有し、③保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある者に、65歳になるまで支給される制度

○ 高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付は、雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、60歳以降の賃金が60歳時点に比べて、75%未満に低下した状態で働き続ける場合に支給されるもの。

支給対象期間は、被保険者が60歳に到達した月（60歳時点において雇用保険に加入していた期間が5年に満たない場合は、5年を満了した月）から65歳に達する月まで、その月の賃金が60歳到達時点に比べて75%未満に低下した場合に支給

○ 給付金と特別支給の老齢厚生年金との併給調整

特別支給の老齢厚生年金を受けている者が給付金を受けるときは、老齢年金の一部が支給停止。支給停止される年金額は、最大で賃金（標準報酬月額）の6%に当たる額とされており、場合によっては、給付金の支給額を上回る年金額が支給停止されることがある。

初回申請でいったん給付金の給付が認められると、その後、2か月に1回の給付金の給付申請が行われなくとも、老齢年金は65歳（又は退職）まで一部支給停止のままとなる。

（あっせん要旨）

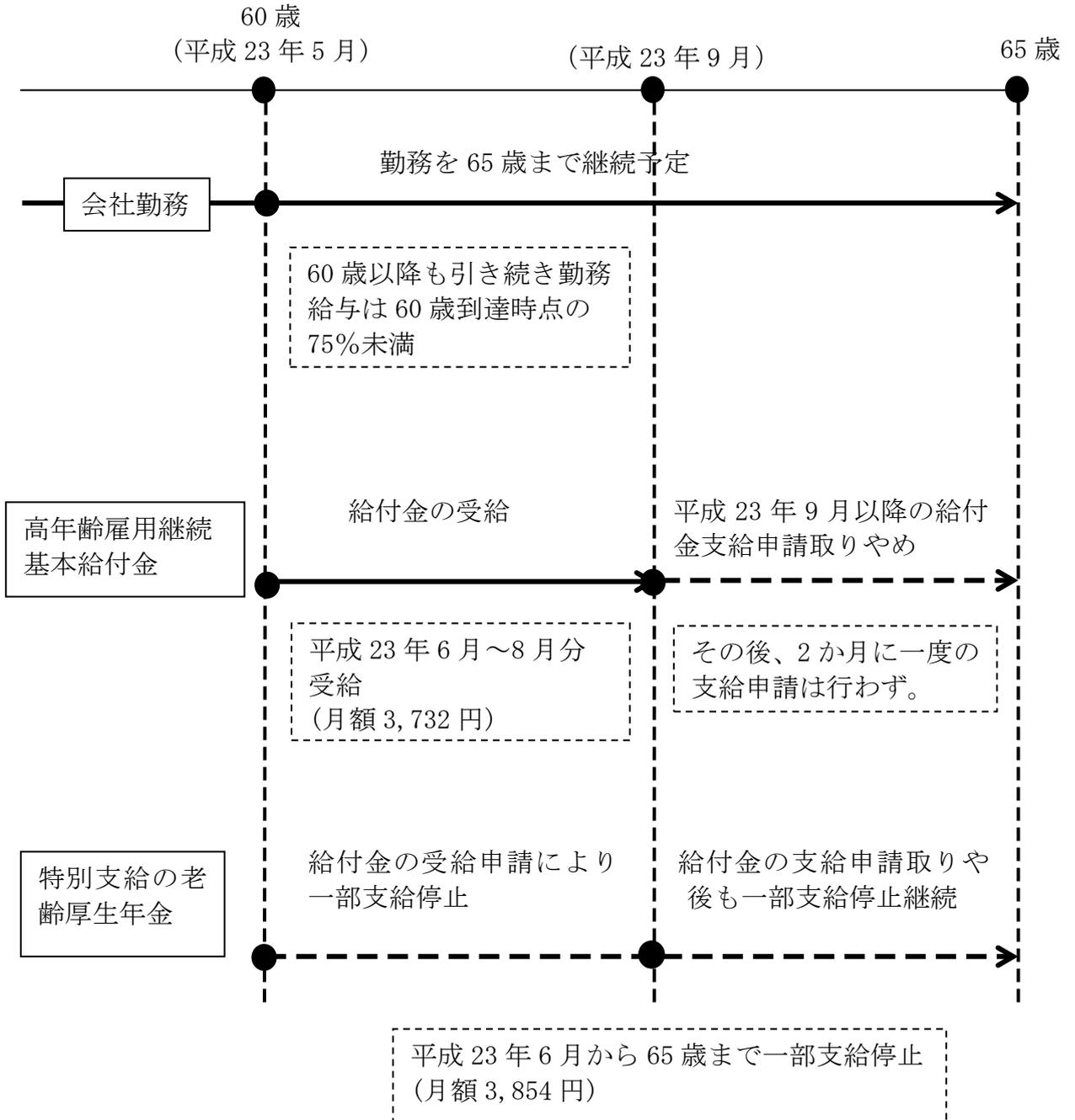
厚生労働省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 給付金の受給者の申出等により、継続して受給する意思がないことを確認した場合、老齢年金の一部支給停止措置を速やかに解除すること。
- ② ①の措置が講じられるまでの間、給付金の受給を止めた場合でも、支給対象期間は老齢年金の一部支給停止措置が解除されないなど、給付金の受給に関し留意すべき事項について、周知すること。

（あっせんの効果）

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、特別支給の老齢厚生年金の一部支給停止が速やかに解除され、全額を受給することができる。

本件に係る相談内容のイメージ図



本件に係る制度の概要

1 特別支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金とは、①60歳以上であり、②1年以上の厚生年金の被保険者期間を有し、③保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある者に、65歳になるまで支給される制度（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第8条）。

2 高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、60歳以降の賃金が60歳時点に比べて、75%未満に低下した状態で働き続ける場合に支給されるものであり、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的とした制度（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条）。

当該給付には、以下の2種類があり、本件相談は、①給付金に関するもの。

- ① 5年以上勤めていた事業所に60歳以降も引き続き雇用された者に支給される給付金（雇用保険法第61条）
- ② 雇用保険の失業給付を受けている者が、60歳以後に再就職した場合に支給される高年齢再就職給付金（雇用保険法第61条の2）

給付金の支給対象期間は、被保険者が60歳に到達した月（60歳時点において雇用保険の加入していた期間が5年に満たない場合は、5年を満了した月）から65歳に達する月まで、その月の賃金が60歳到達時点に比べて75%未満に低下した場合に支給される。

支給を希望する場合は、支給を受けたい月の初日から起算して4か月以内に事業主又は被保険者が、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に申請書を提出する。その後、2か月に一度の頻度で、公共職業安定所が指定する期限内に支給申請書を提出する。

表 過去5年間の給付金の支給状況

年度	平成 21	22	23	24	25
受給者数 (人)	254,744	277,746	303,972	305,443	302,790
給付額 (百万円)	142,479	154,657	171,089	174,531	173,285

(注)本表は、厚生労働省「雇用保険事業年報」に基づき当局が作成した。

3 給付金と特別支給の老齢厚生年金との併給調整

特別支給の老齢厚生年金を受けている者が給付金を受けるときは、当該年金の一部が支給停止される（厚生年金保険法附則第11条の6）。

支給停止される当該年金の額は、最大で賃金（標準報酬月額）の6%に当たる額とされている。また、特別支給の老齢厚生年金支給の停止期間は、給付金

を受けることができる期間(退職時又は65歳到達時まで)が対象となるため、初回申請で給付が認められると、その後、支給申請をしなかったとしても、給付金の支給の有無にかかわらず、退職又は65歳まで当該年金の一部が支給停止される。

本件相談者の場合、1月当たり3,732円の給付金を受給していたが、特別支給の老齢厚生年金は1月当たり3,854円の支給停止を受けており、老齢厚生年金の支給停止額が122円上回っている。

<参考> 給付金の支給額及び特別支給の老齢厚生年金の支給停止額の計算例
(本件相談者の場合)

○ 高年齢雇用継続基本給付金の支給額		} 賃金低下率は73.17%となり、 支給率は1.63%
60歳到達時賃金	月額312,990円	
60歳以降の賃金	月額229,000円	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 60歳以降の賃金×支給率 $229,000 \text{円} \times 1.63\% = \underline{3,732 \text{円}}$ </div>		
○ 特別支給の老齢厚生年金の支給停止額		} 低下率は70.289785%となり、 調整率は1.751868%
60歳到達時賃金	月額312,990円	
60歳以降の標準報酬月額 (60歳以降の賃金229,000円の標準報酬月額)	月額220,000円	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 標準報酬月額×調整率 $220,000 \text{円} \times 1.751868\% = \underline{3,854 \text{円}}$ </div>		

(注) 1 算定の基礎となる賃金低下率(雇用保険法の場合。厚生年金保険法では低下率)が異なるため、場合によっては、給付金の支給金を上回る年金額が支給停止されることがある。

2 雇用保険法の支給率は、60歳到達時賃金と60歳以降の賃金の賃金低下率で算定し、賃金低下率75%未満の場合は、最高で60歳以降の賃金の15%を支給。厚生年金保険法の調整率は、60歳到達時賃金と60歳以降の標準報酬月額の低下率で算定し、低下率75%未満の場合は、最高で60歳以降の標準報酬月額の6%の年金額が支給停止される。

本件相談に係る厚生労働省の意見

1 年金局の意見

給付金の支給があった月については、特別支給の老齢厚生年金の一部支給停止を行う必要があり、日本年金機構では、給付金の支給対象期間の各月における支給状況について、厚生労働省労働市場センター業務室（以下「センター」という。）から送付される給付金の支給実績の情報に基づき確認を行っている。しかし、支給申請がなかった月については、給付金の支給又は不支給の決定が行われていないため、センターからの支給実績の情報を確認することができないことから、支給対象期間中に特別支給の老齢厚生年金の一部支給停止の解除をすることができず、支給対象期間中は一律に当該年金の一部支給停止を行っている状態にある。

本件相談については、給付金の申請期間経過後に、何らかの手續を新設すること等により、一部支給停止期間中に給付金が支給されていない事実及び申請者の給付金を受給しない意思が確認できれば、老齢厚生年金の支給停止を解除できると考えられる。

2 職業安定局の意見

公共職業安定所は、給付金の支給対象月については、当該支給対象月の初日から 4 か月を超えない範囲で申請期限を定め申請者に通知することとなっている。このため、この申請期限を過ぎても申請がないことが確認できれば、一応申請の意思がないと推定できるため、老齢厚生年金の支給停止の解除を行うことが可能な者を特定できると考える。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

本案件について検討した平成25年度時点の構成員は、次のとおり。

(座長)	大森 彌	東京大学名誉教授
	秋山 收	元内閣法制局長官
	加賀美幸子	千葉県男女共同参画センター名誉館長
	加藤 陸美	元環境事務次官
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	関口 一郎	公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長

※平成27年7月に構成員の交代があり現構成員は、次のとおり。

(座長)	秋山 收	元内閣法制局長官
	江利川 毅	埼玉県立大学理事長、公益財団法人医療科学研究所理事長
	小野 勝久	公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	高橋 滋	一橋大学大学院法学研究科教授
	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長
	南 砂	読売新聞東京本社取締役調査研究本部長